

大分県中学校体育連盟競技専門部細則

- 第1条 大分県中学校体育連盟が主催する、競技大会・研修会等の運営を図るために設置する。任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
- 第2条 競技専門部会は、本連盟規約第5条にいう郡市中学校体育連盟より、競技ごとに選ばれた1名の代表によって構成する。
- 第3条 部会に次の役員を置く。
- 部長 1名 副部長 2名 常任委員 若干名
- 第4条 競技専門部会は必要に応じて会長はこれを招集し、年間行事・運営について立案し評議員会に建議する。
- 第5条 部長は競技専門部会において、議事を統理し、競技大会・研修等の立案運営の責に任ずる。
副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
常任委員は、競技大会・研修会の運営に参画し実務を担当する。
- 第6条 競技専門部長部会は、専門部長17名をもって組織し、競技専門部会に提案する行事・予算運営及び評議員会に建議する事項について立案する。
- 第7条 部長は、九州中学校体育連盟の競技専門部会に、本会の代表として出席する。
- 第8条 競技専門部の設置（新設）は、次の各項による。
- ア. 中学校の九州大会・全国大会が、教育活動内で開催されている競技については、郡市中体連より申請があれば設置を認める。
イ. 以外の競技については、3郡市以上の申請があった場合に、評議員会において4分の3以上の同意があれば設置を認める。
ウ. その他特別の場合には、評議員会において4分の3以上の同意があれば設置を認める。
- なお、上記イ. ウ. については、同細則特別規定（別紙）を遵守することを条件とする。
- 第9条 中学校の九州大会・全国大会が、教育活動内で開催されていない競技については、上記第8条に適合しない事態が発生した場合、その設置を廃止することがある。
- 第10条 この細則は昭和56年2月24日より適用する。
- 平成 9年9月 9日 一部改定
- 平成23年2月22日 一部改正

大分県中学校体育連盟研究部細則

- 第1条 中学校体育連盟の組織・体育部活動の運営等に関する調査研究活動を推進するために設置する。
- 第2条 研究部は、本連盟規約第6条によって組織し、次の役員を置く。
部長 1名 副部長 1名 研究委員 6名
- 第3条 研究部会は、必要に応じ理事長これを招集し、研究目標・研究計画の設定及び研究推進にあたる。
- 第4条 部長は、研究部会において議事を統理し、研究活動の推進・研究会の開催等の立案運営の責に任ずる。
副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。
- 第5条 本会は全国中体連及び九州中体連の研究組織と連動しながら活動を推進する。
- 第6条 本会の運営上必要に応じて、中学校体育研究会との合同会議及び協同研究することができる。
- 第7条 この細則は昭和59年2月25日 制定
昭和59年4月 1日より適用する。

表彰規程

- 第1条 感謝状及び記念品の贈呈を必要する場合は、評議員会または理事会に諮り、これを行なう。
- 第2条 本連盟に加盟する中学校の生徒で、次の各項に該当するものについては、当該年度の終りに表彰する。推薦に当たっては、競技成績はもちろんのことスポーツマンにふさわしい生徒で、日常生活の態度も十分考慮すること。
ア. 九州中学校体育大会で入賞した者。
イ. 全国中学校選抜競技大会に県及び九州代表として出場した者。
ウ. 県中学校記録を更新した者
- 第4条 この規定に該当するものについて、生徒は所属する団体からの申請書で、第2条に該当する生徒以外については事務局の調査によって根拠とする。
- 第5条 この規定は 昭和52年3月31日 制定
昭和57年2月25日 一部改正
昭和57年4月 1日より適用する。
平成 2年2月27日 一部改正
平成 2年4月 1日より適用する。
令和 6年2月20日 表彰規定第1条一部削除